

## 資料 13\_乳幼児健診にて市が用いる物品等の保管の考え方（案）

### （1）診療・相談室

診療・相談室においては、乳幼児健診に直接用いる備品や個人情報等が含まれる資料等を保管することを見込んでいる。

下記に示す検査機器等の物品は要求水準書にて示すとおり市にて調達するが、本体事業者にて診療・相談室内にて保管できるような書棚等を設けること。

#### ● 診療・相談室にて具体的に保管する物品の想定（案）

検査機器（視覚 1 台・聴覚 4 台・血管年齢測定器 1 台・体組成計 1 台） ベッド 3 台、乳児用身長計・乳児用体重計、身長体重計（各 2 台）・食品模型 乳幼児健診票（ロッカー大 1.5～2 台分程度）、診察用机・キャスター付丸椅子各 2 台
---

### （2）倉庫（市にて利用する分）

倉庫（市にて利用する分）においては、診療・相談室に保管しない物品等を保管することを見込んでいる。

下記に示すリネン類等の物品は要求水準書にて示すとおり市にて準備するが、本体事業者にて倉庫（市にて利用する分）内にて保管できるような棚等を設けること。

#### ● 倉庫（市にて利用する分）にて具体的に保管する物品の想定（案）

リネン類（シーツ・タオル類）、ゼミテーブル座卓（脚折りたたみ）10 台 市民への配布物（絵本：ブックスタート用、紙おむつセット、パンフレット等） イベント用物品：地区組織（食生活改善推進協議会・保健委員会）物品 食育関連物品・健康まつり関連物品
---